

基礎的研究業務委託規程

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 1 1 年法律第 1 9 2 号。以下「研究機構法」という。）第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づき生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託する際の基準を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

（透明性・公正性の確保）

第 2 条 農研機構は、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及する事業（以下「基礎的委託研究事業」という。）の透明性・公正性を確保するため、基礎的委託研究事業において実施する試験研究の委託に関する事項について、生研支援センターの中立性を確保しなければならない。

（権限の委任）

第 3 条 理事長は、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「所長」という。）に、次条から第 2 1 条までに規定する事項に関する権限を委任する。

（委託契約の締結）

第 4 条 生研支援センターは、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を委託しようとするときは、当該試験及び研究を受託する機関（以下「受託機関」という。）と試験及び研究の委託に関する契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

2 委託契約を締結するに当たって生研支援センターが必要と認める場合には、受託機関は、定款、決算報告書等を提出しなければならない。

（委託契約書）

第 5 条 生研支援センターは、前条第 1 項の規定により委託契約を締結しようとするときは、委託契約書において次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 委託する試験及び研究（以下「委託試験研究」という。）の課題
- 二 委託試験研究の目的及び概要
- 三 委託試験研究を実施する場所
- 四 委託試験研究の開始及び完了の時期
- 五 委託試験研究の委託費の額並びに支払の時期及び方法
- 六 委託試験研究に関する収入及び支出の状況並びに委託費の使途を明確にさせるため

の措置

- 七 委託試験研究を適正に遂行させるための措置
- 八 委託試験研究の遂行が困難となったときの措置
- 九 委託者が委託費によって製造し、取得し、又は効用を増加させた物件の帰属
- 十 委託試験研究の結果から生じた特許権等（特許を受ける権利、特許権、実用新案登録を受ける権利、実用新案権、意匠登録を受ける権利、意匠権、品種登録を受ける権利、育成者権、著作権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び回路配置利用権をいう。以下同じ。）の帰属
- 十一 委託試験研究の成果の取扱いの方法
- 十二 その他必要な事項

（委託費）

第6条 委託費の額は、当該委託試験研究の実施に要すると認められる経費の額とする。

- 2 生研支援センターは、委託試験研究が終了し、その額が確定した後に委託費を支払うものとする。ただし、別記様式第1号の概算払請求書により受託機関から請求があった場合において、当該委託試験研究の遂行上必要があると認めるときは、当該委託費の一部又は全部について概算払をすることができる。

（契約の解除）

第7条 生研支援センターは、第4条第1項の規定により締結した委託契約に受託機関が違反した場合には、当該委託契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、生研支援センターは、前条第2項の規定により支払った委託費の全部又は一部の返還を受託機関に請求することができる。

（委託試験研究の調査）

第8条 生研支援センターは、必要があると認めるときは、委託試験研究の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について受託機関に報告を求め、役職員を派遣して実地に調査することができる。

（財産の所有権の帰属）

第9条 生研支援センターは、受託機関が委託契約書に基づき製造し、取得し、又は効用を増加させた財産（以下「財産」という。）の所有権を、受託機関に帰属させるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託試験研究が終了したとき以後の財産については、所長が別に定めるところにより、その所有権を農研機構に帰属させることができる。

（特許権等の帰属）

第10条 生研支援センターは、採択課題に係る試験研究の成果について、特許権等を受託機関から無償で譲り受けるものとする。

- 2 生研支援センターは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合

には、特許権等の全てを受託機関から譲り受けないことができる。

- 一 委託に係る試験研究の成果に係る特許権等（著作権を除く。）の出願若しくは申請を行ったとき又は設定の登録若しくは品種登録を受けたとき及び著作物を創作したときは、遅滞なく、生研支援センターにその旨を報告することを受託機関が約すること。
 - 二 主務大臣（研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を実施し、又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターが指定する者に許諾することを受託機関が約すること。
 - 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、主務大臣の要請に応じて、生研支援センターが当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、当該特許権等を実施し、又は利用する権利を第三者に許諾することを受託機関が約すること。
- 3 生研支援センターは、前項の規定により受託機関に帰属することとなった特許権等の全部について、受託機関が正当な理由なく同項各号のいずれかを満たしていないと認める場合には、その全部を無償で譲り受けるものとする。

（実施料）

- 第11条 生研支援センターは、受託機関が共有特許権等を実施し、又は利用するときは、別に締結する実施契約で定める当該権利に係る生研支援センターの持分に応じた額に相当する実施料を徴収するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、共有特許権等の実施又は利用に関し必要な事項は、別に定める。

（収益納付）

- 第12条 生研支援センターは、第10条第2項の規定により特許権等の全てを受託機関から譲り受けないこととした後、受託機関が当該特許権等を自ら実施した場合及び受託機関が第三者に譲渡し、又は実施若しくは利用を許諾した当該特許権等が実施されることにより収益が生じた場合には、その収益の一部に相当する額を受託機関から納付させることができる。

（準用）

- 第13条 前3条に定めるもののほか、受託機関が、委託試験研究を実施した結果得られる成果のうち、秘匿することが可能で財産的価値がある技術情報であって、生研支援センターが特に指示するものについては、特許権等に準じて取り扱うものとする。

（委託試験研究の成果の公表等）

- 第14条 生研支援センターは、委託試験研究の終了後、当該委託試験研究の成果を公表

するに当たっては、受託機関が業務上の支障があるため、生研支援センターに対し成果を公表しないよう申し入れたときは、協議の上、受託機関の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないものとする。

(特別措置)

第15条 生研支援センターは、委託試験研究の遂行上特別の事由によりこの規程によることが困難であると認める場合には、この規程によらないことができる。

(農研機構に所属する職員が実施する試験研究の取扱い)

第16条 農研機構に属する職員が、生研支援センターの実施する基礎的委託研究事業により試験研究を実施する場合には、第4条から第9条まで、第13条及び第14条の規定に準じて取り扱うものとする。

2 農研機構に所属する職員の発明等に係る特許権等の取扱いについては、別にこれを定める。

(情報システムによる手続)

第17条 この規程に基づく提出、報告等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第76-1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第76-2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19.2.1 規程第76-3号）

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成20.10.1 規程第76-4号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23.4.1 規程第76-5号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24.4.1 規程第76-6号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第76-7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-7規程第76-8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-11規程第76-9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5.3.1 05-3規程第76-10号）

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第76-11号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条第 2 項関係）

委託試験研究概算払請求書

(元号) 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター所長

殿

(住 所)

(機 関 名)

(代表者名)

(元号) 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（題目名「 」）について、
下記により金〇〇〇円を概算払いにより交付されたく請求します。

記

区 分	委託費	既 受 領 額		今回請求額		残 高		事 業 完 了 予定年月日	備 考
		金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
計									